

協 議 事 項

- 協議第 1 1 号 地方税の取扱いについて (協定項目第 8 号)
協議第 1 2 号 一般職の職員の身分の取扱いについて (協定項目第 9 号)

平成 1 5 年 1 2 月 9 日

第 5 回大野郡 5 町 2 村合併協議会

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 9 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

地方税の取扱いについて

大野郡 5 町 2 村で差異のある税については、次のとおり取扱うものとする。

- 個人町村民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則の定める納期による。
- 法人町村民税の税率については、地方税法 3 1 4 条の 6 により 1 0 0 分の 1 2 . 3 とする。
- 三重町の課税標準の特例については、新市において不均一課税として設ける。
- 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- 新市の土地評価の方法については、路線価式評価法及びその他宅地評価法とする。
- 軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- ナンバープレートの再交付弁償金については、三重町の例による。
- 臨時運行許可事務及び手数料については、三重町、大野町、千歳村、犬飼町の例による。
- 特別土地保有税の免税点については、5 , 0 0 0 m²とする。
- 入湯税については、新市においても設ける。
- 都市計画税については、新市においても設ける。
- 納期前納付に対する報奨金の交付率は、1 0 0 分の 0 . 5 とする。
- 納付前納付に対する報奨金の対象となる納期については、三重町、大野町の例による。
- 納期前納付に対する報奨金の交付限度額は、三重町の例による。
- 納税組合制度・納税組合助成金については、合併時に廃止する。
- 納税通知の方法（個人町村民税・固定資産税・軽自動車税）については、新市において自治会長（仮称）の公務として行う。
- 納税方法については、口座振替制度を採用する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 9 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に調整し、統一する。

職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市の基準を調整し、統一を図る。級別標準職務分類表については、合併時に新市の基準を調整し、統一する。

なお、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会